

特集

第4次犯罪被害者等基本計画の概要

～第4次犯罪被害者等基本計画の4つのポイントを中心に～

令和3年4月1日から令和8年3月31日を計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」がスタートしました。この計画における4つのポイントについて警察庁のご協力により西連寺参事官に解説をいただきました。

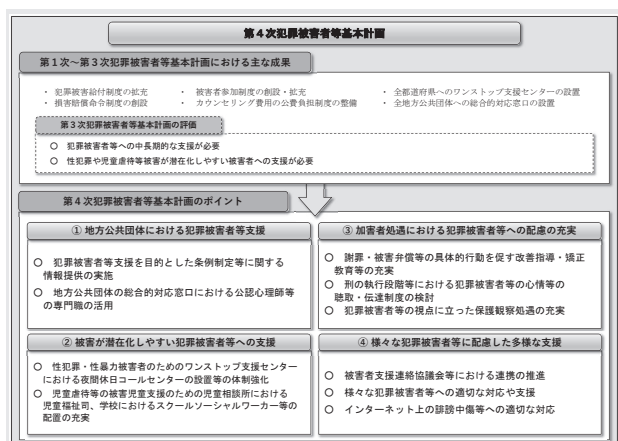
警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) ● 西連寺 義和

令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。

第4次基本計画は、犯罪被害者等基本法に基づき、令和3年4月から5か年の政府全体の犯罪被害者等施策を取りまとめたものです。基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者御遺族を含む有識者等で構成される会議で、犯罪被害者等やその援助を行う民間の団体等から寄せられた御意見、第3次基本計画の評価、犯罪被害者等が直面している状況等を踏まえて検討が行われました。

第4次基本計画は、初めに、これまでの基本計画と同様、4つの基本方針(①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること)等を掲げた上で、国、地方公共団体、関係機関及び民間団体等の緊密な連携・協力による取組の一層の強化、デジタル技術その他の新たな手法等を取り入れた施策の推進、犯罪被害者の兄弟姉妹への支援等、新たな基本計画下で目指すべき方向・視点を示しています。

第4次基本計画の具体的施策は計279項目が盛り込まれていますが、その中から、地方公共団体における犯罪被害者等支援をはじめとする4つのポイントを中心に御紹介します(以下の括弧内の数字は、第4次基本計画の施策番号。再掲分は略)。



(警察庁ウェブサイト掲載資料)

1 地方公共団体における犯罪被害者等支援

これまで、地方公共団体における支援施策は着実に進展してきましたが、犯罪被害者等やその援助を行う民間の団体等からは、中長期的な支援の充実等を求める御意見が寄せられています。第4次基本計画では、継

ぎ目のない中長期的な生活全般にわたる支援の充実を図るため、犯罪被害者等にとって身近な公的機関である地方公共団体における生活支援等を一層充実させるとともに、国、地方公共団体、関係機関及び民間団体等が連携・協力し、重層的な支援を行うことができる体制を構築するなど、取組を一層推進します。

(1) 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施(166)

地方公共団体における犯罪被害者等の生活全般にわたる支援施策を推進するため、第3次基本計画から条例に関する情報提供の施策が盛り込まれ、条例制定の動きが広がってきました。

第4次基本計画では、この動きを一層促進するため、警察において、犯罪被害者等支援を目的とした条例(特化条例)の制定等のための情報提供や、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を実施します。

(2) 地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用(169)

犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口について、第1次基本計画以降、窓口設置を推進する施策が盛り込まれ、平成31年4月までに、全ての地方公共団体に設置されました。

第4次基本計画では、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、警察庁において、地方公共団体に対し、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職の活用を働き掛けるなど、窓口機能の一層の充実を図ります。

このほか、窓口や支援施策の周知広報(167)、地方公共団体の担当職員等の人材育成(171)も推進します。

2 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

性犯罪・性暴力、児童虐待等が深刻な社会問題となる中、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすく、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等への支援を一層強化します。

(1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化(59～63)

性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、支援を一層強化します。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(被害直後から医療的支援、法的支援、相

談を通じた心理的支援等を総合的に行うために設置された組織)について、平成30年10月までに全ての都道府県に設置されましたが、夜間休日コールセンターの設置、24時間365日対応化(令和3年4月現在、対応は21都府県)等の相談につながりやすい体制整備、拠点病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、人材育成や運営体制確保等、体制強化を図ります。

- (2) 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実(48, 53, 211)

児童虐待等は、繰り返し行われて被害が深刻化することが少なくなく、生命・身体に重大な危害が及ぶ場合もあることから、被害を防止するための対策を強化するとともに、相談につながりやすく、安全が確保され、適切に支援を受けることができるようにするための取組の一層の充実を図ります。

具体的には、初期対応が迅速・確実に行われるよう、平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所における児童福祉司の増員等を支援するとともに、学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等により学校の相談体制の充実を図るなど、各種取組を推進します。

3 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

犯罪被害者等やその支援に携わる方等から、犯罪被害者等に対する加害者処遇に関する一層の情報提供や犯罪被害者等の心情等の加害者処遇への一層の反映を求める声が寄せられていることを踏まえ、加害者処遇における犯罪被害者等の立場や心情等への配慮等の一層の充実に努めます。

- (1) 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実(154)

これまで、受刑者や少年院在院者に対して「被害者の視点を取り入れた教育」を実施してきましたが、謝罪・被害弁償等の具体的行動を促すための指導内容等の一層の充実に努めます。

- (2) 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討(156)

新たな制度の創設に関する施策であり、法制審議会の答申を踏まえ、犯罪被害者等から心情等を聴取し、受刑者や少年院在院者に伝達する制度を検討します。

- (3) 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実(159～162)

社会内処遇である保護観察処遇に関し、法制審議会の答申を踏まえ、犯罪被害者等の心情等を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する指導に関する事実についての申告や資料提示を保護観察の遵守事項に追加すること、犯罪被害者等への賠償や慰謝の措置等に係る生活行動指針を設定し、指導を行う運用について検討することなどの施策を講じます。

4 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

被害の形態、犯罪被害者等の属性、犯罪被害者等が直面している困難な状況等は多岐にわたるため、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援を推進します。

- (1) 被害者支援連絡協議会等における連携の推進(183)

各都道府県に警察、地方公共団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、関係機関・団体等で構成される被害者支援連絡協議会等が設置され、生活支援、医療、公判等多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、相互に連携を図っています。

近時の死傷者が多数に及ぶ事案の発生状況等を踏まえ、メンバー間の連携・協力を強化し、こうした事案を想定した実践的なシミュレーション訓練等により、対応力の向上を図ります。

- (2) 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援(110, 111, 201, 202, 207等)

警察において、男性や性的マイノリティが性犯罪被害を受けた場合の対応や、障害者の特性を踏まえた支援等を推進するため、警察官等に対する研修を実施するほか、法務省等において、障害者等に対する人権相談対応や法的支援の充実を図ります。

また、2(1)のワンストップ支援センターについて、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うための施策を検討します(63)。

- (3) インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応(194)

近時、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となり、他の犯罪等により被害を受けた方やその御家族、御遺族が、誹謗中傷によって更なる被害を受ける事態も生じています。

こうした状況に対処するため、インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化等を推進します。

さらに、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事案が発生した場合に、学校と学校外の支援者との連携・協力を円滑に進める必要性が議論され、教育委員会の連携・協力先として犯罪被害者等早期援助団体が明記されたほか(213)、加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施(11, 12)、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討(209)など、様々な施策が盛り込まれています。

最後になりますが、全国被害者支援ネットワーク及びその加盟団体の皆様が犯罪被害者等施策の発展に大きく貢献され、支援に御尽力されてきたことに対し、改めて敬意と謝意を表します。皆様の御活動がますます充実・発展されることを心より祈念申し上げます。

国においても、各種取組を一層推進してまいりますので、引き続き、御協力をお願いいたします。